能代支援学校　高等部のきまり

Ｒ５年度版

清潔な身なりで、きまりを守り、規則正しく健康な生活を送ろう。

１　登下校

・登校は８時４５分までとし、厳守する。

・登下校時は寄り道をしない。

２　服装

〇学校指定の制服を着用して通学し、登校後活動内容に応じて作業着や体育着に着替えることとする。

〇儀式や校外学習、他校との交流活動や生徒総会では、制服を着用することとする。
ただし、個々の身体状況等により制服着用が困難な場合は、学級担任および生徒指導部と協議の上、制服に準ずる服装（無地の黒または紺のセーターやカーディガン、ベスト、黒または紺、グレーの伸縮性のあるスラックス）を認める。

（１）冬期間・・・(4月１日～５月31日、10月１日～3月31日）
上記の期間を基準とするが、天候や生徒の健康状態に合わせる。

・ブレザーの下に、白のＹシャツまたはブラウス、ポロシャツを着用する。
（儀式的行事や実習挨拶などでは白のＹシャツまたはブラウスを着用する。）

・気候に応じてＶネックセーターやカーディガンを着用してもよい。色はベージュ、グレー、黒、紺、白にする。
（セーターやカーディガンのみで過ごすことは不可。儀式的行事や集会では着用しない。）

・ネクタイ、リボンを着用する。（学校で指定されたもの）

（２）夏期間・・・　学校指定の制服（６月１日～９月30日）
上記の期間を基準とするが、天候や生徒の健康状態に合わせる。
※前後一週間の移行期間を設ける。

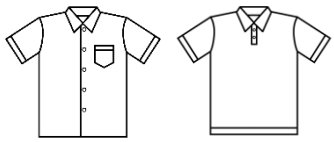

・白のＹシャツまたはブラウス、ポロシャツを着用する。開襟シャツも可とする。
（儀式的行事や実習挨拶などでは白のＹシャツまたはブラウスを着用する。）

・気候に応じてカーディガンを着用してもよい。色はベージュ、グレー、黒、紺、白にする。

・ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。

（3）その他の注意事項（通年）

・Ｙシャツの下に肌着やＴシャツを着用する。色は白とし、柄はワンポイントとする。

・スカートかズボン（スラックス）のどちらかを着用する。

・スカートの丈は、膝が隠れる長さにする。

・スカート着用時のタイツは黒、ベージュにする。
（儀式的行事のときは黒で統一し、ソックスははかない。）

・シャツの裾は必ずズボン、スカートの中に入れる。

・名札を付ける。登下校時は外してもよい。

・上履きは自由とするが、白や黒を基調とし、運動ができるもので派手でないものにする。

・靴下は無地（白、紺、黒）にする。ワンポイントが付いていてもよい。黒色のタイツを着用するときは、黒色の靴下をはく。

・縁にラインの入ったものや、アンクルソックスは不可とする。

・学校指定の体育着を着用する。学校行事では、学校指定の体育着、学校で揃えたトレーナー、Ｔシャツを着用する。

・防寒用の服、マフラー、ネックウォーマー、耳あてなどは、原則学校内で着用しない。登校後は玄関で脱ぐ。

・作業学習では作業着を着用する。夏の服装は作業班の指示に従う。Ｔシャツの色は白、紺、グレー、黒、柄はワンポイントとする。シャツはズボンに入れ、ベルトをする。

・化粧、ピアス、マニキュア、カラーコンタクト等は禁止とする。

3　頭髪

・前髪は目にかからない長さにする。また、横や後ろの髪は襟が見える長さにし、肩より長い場合は結ぶ。（結ぶ場合、ゴムかピンを使用する。色は黒、紺、茶などのシンプルなもの。）

・剃りこみなどの奇抜な髪形にしない。

・髪の染色や脱色、パーマは禁止とする。（くせ毛に対するストレートパーマ、縮毛矯正はその限りではない）。

望ましい髪形例

望ましい髪形例

4　所持品

・学習に必要なもの以外の漫画や雑誌、ゲーム、化粧品、音楽機器などの持ち込みは禁止する。
・貴重品などを持ち込んだ場合は、寄宿舎生は寄宿舎に、通学生は担任に預ける。
・所持品には必ず名前を書く。
・自力通学生はできる限り防犯ブザーを携行する。
・はさみやカッター等の刃物の持ち込みを禁止する。

5　携帯電話等に関すること

・携帯電話の持ち込みは許可証が発行になった生徒のみ許可する。
・携帯電話の持ち込みを許可された生徒のうち、寄宿舎生は寄宿舎に、通学生は担任に預ける。
・スクールバスでの、携帯電話の使用を禁止する。
・いわゆる「出会い系サイト」「アダルトサイト」「自殺サイト」などにアクセスしない。また、携帯電話によるトラブルを防止するために、必ずフィルタリングをかける。
・「Ｆａｃｅｂｏｏｋ」、「ＬＩＮＥ」などのＳＮＳへの偽名での登録、インターネット上に友達や教師の個人名や写真などの個人情報を載せない。
・携帯電話によるいじめやトラブルを起こした場合は、一時的に携帯電話を学校で保管したり、持ち込みを禁止したりする場合がある。
・使用する時間は午前９時から午後９時までとする。
・学校が貸し出すタブレット型端末は、「学習用のタブレット型端末の規定」を守って使用する。

6　交通安全に関すること

（1）自転車通学・使用

・自転車通学や職場実習などで自転車の使用を希望する場合は、「能代支援学校　自転車通学の決まり」により、学級担任に申し出て必要な手続きをし、校長の許可を得ること。
・休日を含めて自転車の使用は、修了式の翌日～１２月とし、路面凍結または初雪観測以降は利用不可とする。

（2）自動車運転免許取得

・自動車免許の取得は、原則就職の内定をもらい、校長の許可を得た者のみ可とする。
・免許を取得しても在学中は運転を禁止する。（４月１日からの勤務に向けて練習する場合は、学校に届け出ること）
・規則違反、問題行動などが発生したとき、自動車学校への通学許可を取り消し一時的に自動車学校に通うことを禁止する。

7　校外生活

・友達と外出する場合は、午前９時からとし、帰宅時間は次のとおりとする。
　４月～１０月は午後６時、１１月～３月は午後５時までに帰宅する。
・友達と外出する場合は、いつ、どこへ、誰と、何時まで遊ぶのか保護者と確認する。
・友達の家への外泊は、禁止する。
・男女２人きりでは会わない。異性の家には行かない。
・高校生として好ましくない飲食店や娯楽場（居酒屋やパチンコ店など）には絶対に出入りしない。
・海や花火、夜の祭りなどは保護者と一緒に行く。
・金銭の貸し借りや物品の売買はしない。みんなで遊んだ時は、割り勘で支払う。
・アルバイトは禁止とする。

※夏季・秋季祭典時の帰宅時間、約束事については、次の通りとする。

・祭典時、生徒同士で祭りに参加する場合は、原則午後８時には祭り会場を出て帰宅する。
・祭り会場から自宅が遠い生徒は、午後９時までに帰宅完了する。
・午後８時を過ぎる場合は保護者同伴とする。
・祭りに生徒同士で参加する場合は、誰と行くのか、帰りの時間や移動手段等を生徒と保護者で確認する。
・華美な服装はしない。
・不良行為（飲酒、喫煙等）は絶対にしない。